

日本学生支援機構奨学金 令和4年度在学採用（二次採用） 新規申し込みについて

今回、申し込みをした学生の中から、日本学生支援機構奨学金の選考を行います。

選考の結果は、本館1階事務局の掲示板にて発表します。

奨学金申込の手続きについては、下記①～⑤の手続きが必要です。それぞれの締切日を守り、手続きを完了してください。

《申込手順》

- ①「スカラネット入力下書き用紙」記入する。
- ②<ホームページ>から下書き用紙を確認しながら入力する。〔1〕参照
入力完了後、「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」に必ず転記する。
- ③奨学金案内冊子の最後のページ『〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書』（貸与奨学金申込者）または『給付奨学金確認書』（給付奨学金申込者）を記入する。
〔2〕参照
- ④「マイナンバー提出書」のセットを確認し、同封している返信用封筒にて必要書類を揃えて「日本学生支援機構 奨学金申込等、マイナンバー受付窓口」宛に直接送付する。〔3〕参照
- ⑤『スカラネット入力下書き用紙（受付番号記入）』・『〔貸与奨学金〕確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書』または『給付奨学金確認書』を事務局学生支援係まで提出する。

〔1〕『ホームページ（スカラネット）』から奨学金申込内容の入力

『ホームページ』から申込入力を令和4年10月31日（月）までにしてください。入力が完了すると16桁の受付番号が表示されます。これを『2022年度スカラネット入力下書き用紙』に記載してください。

●ホームページアドレス : <https://www.sas.jasso.go.jp/>

●ログインに必要なユーザIDとパスワード

ユーザID : 664007

パスワード : 5icrm7x7

●入力の際に、マイナンバー提出書に記載されている申込IDとパスワードも入力の際に必要なになりますので注意してください。

2 『〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書』または

『給付奨学金確認書』の記入・提出

貸与奨学金（第一種・第二種）を希望する場合は『確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書』の「提出用」を記入し、提出してください。

給付奨学金を希望する場合は『給付奨学金確認書』に必要事項を記入し、提出してください。

3 マイナンバー提出書の送付・締切日

必要事項をマイナンバー提出書に記入し、必要書類を同封の上、専用の封筒にて
令和4年10月31日（月）＜必着＞までに日本学生支援機構に送付してください。

スカラネット申込期限	マイナンバー提出期限 (学生支援機構へ送付)	初回交付日
①令和4年9月30日(金)まで	令和4年9月30日(金)＜必着＞	令和4年11月11日(金)
②令和4年10月31日(月)まで	令和4年10月31日(月)＜必着＞	令和4年12月9日(金)

②（10/31ㄨ切）の申込日程も難しい場合は、事務局学生支援係まで報告してください。

給付奨学生 給付始期： 令和4年10月

貸与奨学生 貸与始期： 令和4年10月～令和5年3月のうち、本人の希望する月
(第一種・第二種) (令和4年4月～令和4年9月は選択できません)

【スカラネット入力下書き作成上の注意事項】

※保証制度・・・人的保証 or 機関保証の確認

※生計維持者・・・奨学金の冊子で確認

※支払っている年間授業料・・・入学金・施設維持費・実験実習費は含みません

授業料減免を受けている場合は授業料から相当額の差し引き額を記入してください

	1 学年 (単位: 円)	2 学年 (単位: 円)	3 学年 (単位: 円)
診療放射線科 臨床工学科 視能訓練士科	800,000	800,000	600,000
理学療法士科 作業療法士科	900,000	900,000	700,000
歯科衛生士科	600,000		
言語聴覚士科	800,000	800,000	
臨床工学専攻科	600,000		

【給付奨学金】

＜支援要件＞

(1) 大学等への入学時期等に関する要件

以下①または②のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

- ①高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎以下のような人が対象となります。

- ・ 2022 年・2021 年・2020 年 3 月に高等学校等を卒業 →
2022 年度末（2023 年 3 月）までに本校へ入学した人
- ・ 2018 年 3 月に高等学校等を卒業→2020 年度末（2021 年 3 月）までに A 短大へ入学し、
A 短大を卒業後 1 年以内に本校へ入学した人
- ・ 2020 年 3 月に高等学校等を卒業→2022 年 3 月に A 専修学校専門課程を修了し、2022 年度末
（2023 年 3 月）までに本校に入学した人

※ただし、A 専修学校で機構の給付奨学金の支援を受けていた場合は、支給の対象外)

- ②高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」）の受験資格を取得した年度（16 歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年経過していない人で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から本校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

（その他、学校教育法施行規則第 150 条に該当し、本校へ入学した日までの期間が2年を経過していない人で該当する場合があります。）

(2) 学業成績等で係る基準

- ①または②のいずれかに該当すること

- ①入学後1年を経過していない人（下記のいずれかに該当すること）

- ・ 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること
- ・ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

- ②入学後1年以上を経過した人（下記のいずれかに該当すること）

- ・ GPA 等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(3) 家計に係る基準

収入基準は、機構より提出したマイナンバー等で判定を行います。

- ・ 住民税非課税世帯または、住民税非課税世帯に準ずる世帯に人が対象

〔資産基準〕 生計維持者：2 人の場合……2,000 万円未満

1 人の場合……1,250 万円未満

＜採用後＞

●在籍報告

在籍状況や通学形態等について、毎年４月、７月、１０月にインターネット（スカラネット・パーソナル）で報告する必要があります。報告期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まるおそれがあります。

●給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年１回、インターネット（スカラネット・パーソナル）で報告する必要があります。報告期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まるおそれがあります。

●適格認定（家計）

・奨学金支給期間中、機構が住民税情報等で家計基準による支援区分の見直しがあります。
それにより、支給が止まったり（区分対象外）、支給額が変わることがあります（区分変更）。

●適格認定（学業成績等）

- ・「留年」が確定すると「廃止」となり支給が打ち切られます
- ・GPAにおける下位４分の１以下の場合「警告」となります
- 「警告」２回で「廃止」となり、支給が打ち切られます

事務局学生支援係（鈴木・鶴岡）